

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 エコシステム秋田株式会社

代表取締役 小山 光弘

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和4年8月30日

許可の有効年月日 令和11年7月21日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 固化施設による中間処理
- イ 中和施設による中間処理
- ウ 薬剤処理施設による中間処理
- エ その他施設による中間処理
- オ 焼却施設による中間処理

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- ア 固化に係るもの
 - (ア) 特定有害産業廃棄物（燃え殻、鉍さい及びばいじんに限る。含まれる有害物質については別記1のとおりとする。） 以上1品目
- イ 中和に係るもの
 - (ア) 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、
 - (イ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、
 - (ウ) 特定有害産業廃棄物（汚泥、廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる有害物質については別記2のとおりとする。） 以上3品目
- ウ 薬剤処理に係るもの
 - (ア) 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、
 - (イ) 特定有害産業廃棄物（汚泥及び廃酸に限る。含まれる有害物質については別記3のとおりとする。） 以上2品目
- エ その他に係るもの
 - (ア) 特定有害産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい及びばいじんに限る。含まれる有害物質については別記4のとおりとする。） 以上1品目
- オ 焼却に係るもの
 - (ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
 - (イ) 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のもの及び電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、
 - (ウ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のもの及び電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、(エ) 感染性産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及び13号廃棄物に限る。）、

(オ) 特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び指定下水汚泥に限る。含まれる有害物質については別記5のとおりとする。)
以上5品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 大館市花岡町字堂屋敷2番地 他

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記6のとおり)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 7 月 22 日 新規許可

平成 15 年 7 月 22 日 更新許可

平成 20 年 7 月 23 日 更新許可

平成 27 年 8 月 21 日 更新許可(優良認定)

令和 4 年 8 月 30 日 更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白



別記 1

ア 固化に係るもの

(ア) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		-	-			-	-	-	-
水銀又はその化合物		-	-			-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		○	○	○		-	-	-	-
鉛又はその化合物		○	○	○		-	-	-	-
有機燐又はその化合物						-	-	-	-
六価クロム化合物		○	○	○		-	-	-	-
砒素又はその化合物		○	○	○		-	-	-	-
シアン化合物						-	-	-	-
P C B						-	-	-	-
トリクロロエチレン					-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン					-	-	-	-	-
ジクロロメタン					-	-	-	-	-
四塩化炭素					-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン					-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン					-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン					-	-	-	-	-
チウラム						-	-	-	-
シマジン						-	-	-	-
チオベンカルブ						-	-	-	-
ベンゼン					-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		○	○	○		-	-	-	-
ダイオキシン類			-	-		-	-	-	-
1, 4-ジオキサン			-		-	-	-	-	-

別記 2

イ 中和に係るもの

(ウ) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 ー 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
水銀又はその化合物		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
カドミウム又はその化合物		ー	ー	ー	ー	○	○	○	ー
鉛又はその化合物		ー	ー	ー	ー	○	○	○	ー
有機燐又はその化合物		ー	ー	ー	ー	○	○	○	ー
六価クロム化合物		ー	ー	ー	ー	○	○	○	ー
砒素又はその化合物		ー	ー	ー	ー	○	○	○	ー
シアン化合物		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
PCB		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
トリクロロエチレン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
テトラクロロエチレン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
ジクロロメタン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
四塩化炭素		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1, 2-ジクロロエタン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1, 1-ジクロロエチレン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
シス-1, 2-ジクロロエチレン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1, 1, 1-トリクロロエタン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1, 1, 2-トリクロロエタン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1, 3-ジクロロプロペン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
チウラム		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
シマジン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
チオベンカルブ		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
ベンゼン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
セレン又はその化合物		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
ダイオキシン類		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
1, 4-ジオキサン		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

秋
知

別記 3

ウ 薬剤処理に係るもの

(イ) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		-	-			-	-	-	-
水銀又はその化合物		-	-			-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-		○	○	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-		○	○	-	-
有機燐又はその化合物						-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-		○	○	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-		○	○	-	-
シアン化合物						-	-	-	-
P C B						-	-	-	-
トリクロロエチレン					-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン					-	-	-	-	-
ジクロロメタン					-	-	-	-	-
四塩化炭素					-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン					-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン					-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン					-	-	-	-	-
チウラム						-	-	-	-
シマジン						-	-	-	-
チオベンカルブ						-	-	-	-
ベンゼン					-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-		-	-	-	-
ダイオキシン類			-	-		-	-	-	-
1, 4-ジオキサン			-		-	-	-	-	-

別記 4

エ その他に係るもの

(ア) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		-	-			-	-	-	-
水銀又はその化合物		-	-			-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		○	○	○		○	-	-	-
鉛又はその化合物		○	○	○		○	-	-	-
有機燐又はその化合物						-	-	-	-
六価クロム化合物		○	○	○		○	-	-	-
砒素又はその化合物		○	○	○		○	-	-	-
シアン化合物						-	-	-	-
PCB						-	-	-	-
トリクロロエチレン					-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン					-	-	-	-	-
ジクロロメタン					-	-	-	-	-
四塩化炭素					-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン					-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン					-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン					-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン					-	-	-	-	-
チウラム						-	-	-	-
シマジン						-	-	-	-
チオベンカルブ						-	-	-	-
ベンゼン					-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-		○	-	-	-
ダイオキシン類			-	-		-	-	-	-
1, 4-ジオキサン			-		-	-	-	-	-

秋知

別記 5

オ 焼却に係るもの

(オ) 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 - 印：対象外)

有害物質 廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水 汚泥
アルキル水銀化合物	-	-			-	-	-	○
水銀又はその化合物	-	-			-	-	-	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
有機燐又はその化合物					○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
シアン化合物					○	○	○	○
P C B					-	-	-	-
トリクロロエチレン				○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン				○	○	○	○	○
チウラム					○	○	○	○
シマジン					○	○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	-	-	-
1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○	-



別記 6

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
有害汚泥のコンクリート固化施設 (特定有害産業廃棄物(燃え殻、鉍 さい及びばいじんに限る。)) (昭和63年6月20日 設置) (昭和62年10月30日 許可) (許可番号 設置届出)	32 t / 日	1	大館市花岡町字堂屋敷2番地、
廃酸・廃アルカリの中和施設 (廃酸、廃アルカリ、特定有害産業 廃棄物(汚泥、廃酸及び廃アルカリ に限る。)) (昭和63年6月20日 設置) (昭和62年10月30日 許可) (許可番号 設置届出)	100 m / 日	1	
廃プラスチック類の焼却施設 (廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性 産業廃棄物、特定有害産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ア ルカリ、鉍さい、ばいじん及び指定 下水汚泥に限る。)) (昭和63年6月20日 設置) (昭和62年10月30日 許可) (許可番号 設置届出)	88.8 t / 日	1	大館市花岡町字滝の沢7番地
廃プラスチック類の焼却施設 (廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性 産業廃棄物、特定有害産業廃棄物 (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ア ルカリ、鉍さい、ばいじん及び指定 下水汚泥に限る。)) (平成2年11月8日 設置) (平成2年11月8日 許可) (許可番号 設置届出)	393.6 t / 日	1	
薬剤処理施設 (廃酸、特定有害産業廃棄物(汚泥 及び廃酸に限る。)) (許可番号 許可対象外)	60 t / 日	1	大館市花岡町字堂屋敷2番地、
薬剤混練施設 (特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚 泥、鉍さい及びばいじんに限る。)) (許可番号 許可対象外)	150 t / 日	1	
産業廃棄物の焼却施設(3号炉) (廃油、廃酸、廃アルカリ) (令和3年3月29日 設置) (令和3年3月29日 許可)	60 t / 日	1	秋田県大館市花岡町字滝ノ沢6番2 他、大館市花岡町字滝ノ沢1番、2番、 3番2、6番1、6番2、12番2、97番、 99番、100番



(許可番号 環備-731)			大館市花岡町字獅子ノ沢 1 番 1、3 番 1、126 番、127 番、128 番、129 番、 130 番
---------------	--	--	--



